研究成果報告書 科学研究費助成事業

ふち 5 年 6日16日16日11日



令本	1	5 1	中	6	月	16	日現仕
機関番号: 3 2 6 8 9							
研究種目: 研究活動スタート支援							
研究期間: 2019~2022							
課題番号: 19K23160							
研究課題名(和文)法という統治形式に関するメタ理論的・記述的・規範的研究							
研究課題名(英文)Metatheoretical, descriptive, and normative research on governmental form	the	lav	v as	а			
研究代表者							
平井 光貴(Hirai, Mitsuki)							
早稲田大学・法学学術院・講師(任期付)							
研究者番号:20850233							

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、(1)「法という統治形式による統治」の内容、(2)それが特に果たし得る 機能の解明、(3)それの望ましいあり方の検討を、各種論文、学会発表及び(未公開の)博士審査論文において 行った。(1)につき、「法とは何か」という問いへの応答への準備として、「法とは何か」とはそもそも何か、 というメタ理論的問いへの応答を行い、続いて、上記(1)(2)「法という統治形式とはどのようなものか、それが (他の統治形式との関係で)特有に果たし得る機能は何か」への応答を行った上、最後に、民主的機関としての 立法、非民主的機関としての司法府という二つの機関の比較を通じて、(3)の「望ましいあり方の検討」を行っ それが 民主的機関としての た。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究の学術的意義は、現在やや退潮傾向にある「法という統治形式」や「法の支配」が持つ規範的意義を、 「法」「法の支配」概念の検討と、当該検討を前提とした民主的立法府と非民主的司法府の機能的差異の検討を 通じて明らかにした点にある。特に、前者に関しては、概念工学の手法を用いたメタ法理論的検討を伴うもの で、法哲学的研究としては本邦において先駆的な試みである。また、本研究の社会的意義は、実定法学や立法 学、議会学等、より実務志向的な諸分野への規範的示唆を与え、間接的に望ましい制度設計への提言を行ってい る点にある。

研究成果の概要(英文): In this study, I (1) explored the content of "governance through the form of law," (2) elucidated its specific functions, and (3) examined its desirable aspects by means of various papers, conference presentations, and an (unpublished) doctoral dissertation. Regarding (1), as a preparation for answering the question of "what is law," we addressed the metatheoretical question of "what is "what is law" at all," followed by an answer to (1) and (2) above, which refers to "what is the form of governance called law, and what unique functions does it have (in relation to other forms of governance)?" Finally, by comparing the legislature as a democratic institution and the judiciary as a non-democratic institution, we examined (3) "desirable aspects".

研究分野:法哲学

キーワード: 法哲学 法概念論 メタ法理論 概念工学 法の支配 裁定理論 規範的法実証主義 ロナルド・ドゥ ウォーキン

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

本研究の研究課題の核心をなす学術的問いは、主に Hart-Fuller 論争と Hart-Dworkin 論争 という二つの論争に端を発するものであり、大まかに分けて三つである。すなわち、 法理論一 般において総論の特に基礎的な部分を占める「法治主義」「法の支配」「立憲主義」「法律による 行政の原理」「罪刑法定主義」といった諸概念に通底すると考えられる「法という統治形式によ る統治」が、他の、たとえば個別命令のような形態の諸々の統治手法と比較してどのような点で 特有の内容を持っているのか、そしてそれがどのような点で特有の機能を果たすのか、といった 「記述的な」問い、 かかる統治形式による統治はいかなる仕方で設計され、運用されるのが望 ましいのか、といった「規範的な」問い、そして、 記述的問いと規範的問いはどのような仕方 で接続されるものであるのか、一方はもう一方抜きで可能であるのか、といった「メタ理論的な」 問いである。かかる問いを立てた研究開始当初の背景として、このような問いが学術的・社会的 双方の視点から重要とみられるものであるにもかかわらず、法哲学領域において関連的議論が 退潮傾向にあり、それを見直すべき状況があった。

2.研究の目的

本研究の目的は、上述の三つの問いに対して、それぞれに対して一定の応答を与えたうえで、 相互に関連付けた一定の結論を導くことである。それぞれに対する応答として、より具体的には、 下記のような検討を行うことを目標とした:

- 法という統治形式に関する記述的問いについて:まず、法という統治形式がいかなるものであるのか、という問いについて、現代法概念論の論争史上重要な諸論者の議論及び論争(特に、Hart-Fuller 論争及び Hart-Dworkin 論争)を参照し批判的に検討する。
- メタ理論的問題について:記述的問いと規範的問いの接続に関するメタ理論的問題について。Dworkinは「理論的不同意論法」や「反アルキメデス主義」などの議論を用いて、従来の法理論の方法論的不可能性を指摘し、自らの解釈主義的理論を方法論レヴェルでも(おそらくは)唯一のものとして擁護したが、ここでは、2010年代から徐々に注目されつつある新たな研究分野である「概念工学」「概念倫理」の方法論を用いて従来の法理論とDworkinの法理論を方法論的に同一平面上に再定位し、必ずしも Dworkinの議論がメタ理論レヴェルでは説得的ではないと示すとともに、筆者が適切と考える方法論の擁護を行う。
- 法という統治形式の機能とあるべき態様に関する規範的問いについて: 及び への応 答を前提として、法が特有に果たしうる機能について、民主的機関としての立法府と、非民 主的機関としての司法府の機能の比較を通じ、民主的立法府の優位を説く Tom Campbell 及び Jeremy Waldronの規範的法実証主義を批判的に検討し、あるべき制度のあり方を提 案する。
- 3.研究の方法

本研究が採用する方法は、主として国内外の文献調査である。そして、その研究成果物として国 内外での学会(IVR 世界大会、日本法哲学会学術大会等)報告並びに国内の研究会(東京法哲学 研究会等)報告を行い、また、各種紀要・雑誌での論文公表を行うことを目標とするものである (またその副次的成果物として博士論文の完成を企図するものである)。

4 . 研究成果

前述の三つの問いに対する応答として、それぞれ下記のような研究成果を得られた:

- 法という統治形式に関する記述的問いについて:この問いへの応答はもっぱらの問題に依存し、の問題に答えることなくして応答することは困難である。つまり、法とは何か(法という統治形式はいかなるものか)という問題への応答は、(少なくとも一定程度)「法」という概念はいかなるものであるべきか」という問いに依存し、かかる問いへの応答を通じてのみ答えうる。(ただし、以下で触れるように、「概念」がいかなるものであるべきか、という問いは、当該概念があるべきように自由に改定されうることを必ずしも意味しない点に注意が必要である。というのも、例えば Harman Capellen が指摘するように、語の意味が変化するメカニズムは必ずしもコントロール可能なものではないうえ、変更は従来的な語の意味によって一定程度制約されるためである。この「従来的な語の意味」は本研究、とりわけ後述への応答において参照されており、それはすなわち、Fullerの定式化したものである。)この問題については、論文「「法とは何か」とは何か:メタ法概念論と概念工学」、学会報告「メタ法理論、概念工学と法の支配」及び(未公刊、今後内容改訂・書籍化の上公刊予定の)博士論文「法の支配と規範的裁定理論:難解事件における裁判官の道徳的解釈をめぐって」において論じた。
- メタ理論的問題について:メタ理論的問題とは、「法とは何か」とはそもそもいかなる問いであるのか、という問題である。この問題に対しては、「法とは何か」という問いに対す

る応答であるところの「法とは である」という文の意味するところが複数存在し、通常哲学的論争においてしばしば(暗黙裡に)想定されているのは、「法という語は ということを意味する」とか「法という語の外延は、 という集合である」ということを意味論的に伝達しつつ、「法という語は ということを意味すべきである」とか、「法という語の外延は、

という集合であるべきである」とかいったことを語用論的に伝達するものである。つま り、「法とは である」「いや、法とは ではない」という論争において(しばしば)実際に 争われているのは、法という語によって指示される一定の対象が実際にどうであるか、と いう被表象物の性質についてではなく、法という語がいかなる対象を指示すべきか、とい う語のあるべき内包についてである。(したがって、繰り返しとなるが先の「法とは何か」 「法という統治形式はいかなるものか」という の問いは、通常「法という語はいかなる対 象を指示すべきか」という問いへと事実上書き換えうるないし少なくともかかる問いを部 分的に含むものとなっており、この規範的問いに答えること(それは の問いに答えるこ とでもある)が、 の問いに答えることに対する先決問題となっているのである。以上のよ うなメタ理論的問題は、上掲の論文、学会報告、博士論文に加え、論文「法理論に関する当 為および「法理論の道徳的正当化要求テーゼ」は可能か」において論じた。

法という統治形式の機能とあるべき態様に関する規範的問いについて:この問いに対し ては、上記 及び への応答を前提として、「裁判官の道徳的解釈(裁判官が自らの道徳判 断を基礎として法的解釈を行うこと)の是非」という問いを立て、その検討を通じて応答を 行った。より具体的には、主として裁判官の道徳的解釈を原則として否定する Tom Campbell や Jeremy Waldron ら「規範的法実証主義」の立場と、裁判官の道徳的解釈を不 可避と考える Ronald Dworkin 及び井上達夫の立場の比較検討を行い、前者に関しては規 範的な観点からの否定、後者に関しては前述 のメタ理論的観点からの否定を行い、その うえで自説たる「裁判官の道徳的判断が肯定される場面があり、それは立法府と比較して 司法府が認識的に優位となる局面である」との主張の論証を行った。これは前述のとおり Fuller 的な法概念の定式化を(その規範的正当性を前提としつつ)踏まえたうえで、なお その「一般性」や「展望性」といった性質が(それを定立する立法府の)認識的限界ともな っており、これに対して「個別性」「回顧性」を特徴とする裁判官の判断が(これも前述の とおり)認識的に優位する場面がありえ、そのような場面においては裁判官が道徳的解釈 を行うことは許される、という結論を導くものである。以上の議論は博士論文において展 開したものであり、同論文は今後改訂の上公刊予定ではあるが、現状未公刊となっており、 しかし関連する内容を部分的に紹介するものとして、研究会報告の形で公表を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)

4.巻
101号
5.発行年
2020年
6.最初と最後の頁
266-319
査読の有無
有
国際共著
-

1.著者名 平井光貴	4.巻 104号
2.論文標題	5 . 発行年
「法とは何か」とは何か:メタ法概念論と概念工学	2021年
3. 雑誌名	6 . 最初と最後の頁
立教法学	63-159
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)1.発表者名

平井光貴

2 . 発表標題

メタ法理論、概念工学と法の支配

3 . 学会等名

日本法哲学会学術大会

4 . 発表年

2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<u>6 . 研究組織</u>

_

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況